

○関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領

平成25年1月25日関市告示第8号

改正

平成25年11月18日告示第263号  
平成26年11月13日告示第253号  
平成27年6月4日告示第153号  
平成27年12月1日告示第256号  
平成29年6月26日告示第165号  
令和2年12月7日告示第313号  
令和3年12月15日告示第367号  
令和4年1月24日告示第22号  
令和6年12月13日告示第385号  
令和7年11月4日告示第370号

関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領

(趣旨)

第1条 この告示は、関市競争入札等参加者選定要綱（平成16年関市告示第17号。以下「選定要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、本市の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る入札参加資格者の格付けに關し一層の適正化及び透明性を確保するために、主観点数を評価することにより行う主観的事項の審査に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、選定要綱において使用する用語の例による。

2 この告示において「主観的事項」とは、別表第2の評価項目欄に掲げるものをいう。

(主観的事項審査対象業者)

第3条 主観的事項の審査は、毎年1月1日現在入札等参加者名簿（建設工事に係るものに限る。以下同じ。）に登載されている者及び同日以後に新規に入札等参加者名簿に登載される者（以下「新規名簿登録業者」という。）で、市内に本店、支店又は営業所を有する者であるものを対象とする。

(申請)

第4条 主観的事項の審査を受けようとする者は、関市入札参加資格審査主観的事項審査申請書（別記様式第1号）に別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の時期は、次に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規名簿登録業者 選定要綱第2条の規定による申請時  
(2) その他の者 市長が別に定める時期

(主観点数の評価方法)

第5条 主観的事項の審査は、主観点数を評価することによって行うものとする。

2 主観点数は、原則として前年の状況を評価する。

3 主観点数は、別表第2の左欄に掲げる主観的事項の項目ごとに定める同表の右欄の評価基準により算出した数値の合計により評価する。

(主観点数評価名簿)

第6条 主観点数の評価に係る名簿（以下「主観点数評価名簿」という。）は、毎年度4月1日現在で作成し、使用を開始する。

2 主観点数評価名簿の有効期限は、次の主観点数評価名簿が作成される日の前日までとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年1月25日から施行する。  
2 令和3年度における主観的事項の審査に係る別表第2の4の部(1)の項の規定の適用については、同項中「前年の1月1日から12月31日」とあるのは「平成31年1月1日から令和3年12月31日」とする。

附 則（平成25年11月18日告示第263号）

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年11月13日告示第253号）

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年6月4日告示第153号）

1 この告示は、平成27年6月4日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に行う主観的事項の審査について適用し、同日前に行う主観的事項の審査については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月1日告示第256号）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に行う主観的事項の審査について適用し、同日前に行う主観的事項の審査については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月26日告示第165号）

この告示は、平成29年7月3日から施行する。

附 則（令和2年12月7日告示第313号）

この告示は、令和2年12月31日から施行する。

附 則（令和3年12月15日告示第367号）

1 この告示は、令和4年1月4日から施行する。

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年1月24日告示第22号）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の附則第2項の規定は、この告示の施行の日以後に作成する主観点数の評価に係る名簿について適用し、同日前に作成する主観点数の評価に係る名簿については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月13日告示第385号）

1 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に行う主観的事項の審査について適用し、同日前に行う主観的事項の審査については、なお従前の例による。

1 この告示は、令和7年1月4日から施行する。

2 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（旧岐阜県子育て支援企業登録制度を含み、タイプIIに限る。）に登録されている者に係る別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

評価項目	添付書類
1 ISO認証取得	公益財団法人日本適合性認定協会又は当該協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証（登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれているものに限る。）の写し
2 建設人材育成への取組状況	岐阜県建設人材育成企業登録制度実施要綱（平成29年7月3日）第8条第2項に規定する認定証又は同要綱第5条第2項の規定による通知に係る通知書の写し
3 SDGsの達成に向けた取組状況	ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱（令和5年7月7日）第8条第1項に規定する登録証の写し
4 脱炭素社会ぎふへの取組状況	G-クレジットの森・応援パートナー登録制度実施要領（令和6年3月25日森活第725号）第5に規定する登録証及び同要領に規定するG-クレジット（以下「G-クレジット」という。）の購入に係る証明書の写し
5 環境配慮状況	岐阜県自然工法管理士認定要領（平成14年1月15日）第4に規定する認定証、岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定要領（平成7年7月5日森整第193号）第16に規定する認定証又は一般財団法人日本緑化センターが発行する樹木医認定証若しくは樹木医登録証の写し

6 障がい者雇用状況	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用義務がある事業者のうち、同法第43条第2項に規定する障害者雇用率を達成している事業者にあっては、公共職業安定所に提出した受付印のある障害者雇用状況報告書の写し 同法に基づく報告義務のない事業所のうち、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者にあっては、障がい者雇用状況申告書（別記様式第2号）
7 ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度（旧岐阜県子育て支援エクセレント企業認定制度を含む。以下同じ。）による岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証若しくは岐阜県子育て支援エクセレント企業認定証又は岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度による岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証の写し
8 地域社会への貢献度	
(1) ボランティア活動等への参加	活動内容・実施団体・活動時期が確認できる書類（主催者の証明書等や活動時の写真等）
(2) 消防団協力活動状況	市内の消防団に属する消防団員であることが確認できる書類（任命書、在団証明の写し等）
(3) 雇用対策	市内居住の新卒者・離職者であること及び正規職員として新規採用したことが確認できる書類（健康保険証の写し等）
(4) 保護観察対象者等の雇用状況	協力雇用主として岐阜保護観察所に登録されている事業者のうち、審査基準日（1月1日）前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している事業者にあっては、保護観察対象者等に対する就労支援に関する証明書（別記様式第3号）

別表第2（第5条関係）

評価項目	評価基準
1 ISO認証取得	前年の12月31日現在、国際標準化機構が定める規格ISO（以下「ISO」という。）9001に適合している旨の認証を取得している場合は10点、ISO14001に適合している旨の認証を取得している場合は、10点加点する。
2 建設人材育成への取組状況	前年の12月31日現在、岐阜県建設人材育成企業登録制度実施要綱第6条第3項の規定により、同項第1号に規定するゴールドランクに認定されている場合は20点、同項第2号に規定するシルバーランクに認定されている場合は15点、同項第3号に規定するブロンズランクに認定されている場合は10点、同要綱第5条第1項の規定により岐阜県建設人材育成企業として登録されている場合は5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。
3 SDGsの達成に向けた取組状況	前年の12月31日現在、ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第7条第1項の規定により、同要綱第4条に規定するゴールドパートナーに登録されている場合は10点、同条に規定するシルバーパートナーに登録されている場合は5点加点する。
4 脱炭素社会ぎふへの取組状況	前年の12月31日現在、G-クレジットの森・応援パートナー登録制度実施要綱第5の規定により、同要綱に規定するG-クレジットの森・応援パートナーとして登録され、同年の1月1日から12月31日までの間にG-クレジットを5t-CO <sub>2</sub> 以上購入した場合は、10点加点する。
5 環境配慮状況	前年の12月31日現在、岐阜県自然工法管理士認定要領に定める自然工法管理士又は岐阜県認定の博士（グリーンドクター）認定要領に定めるグリーンドクター（樹木医を含む。）である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、1人につき2点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。
6 障がい者雇用状況	前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている

	場合及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、10点を加点する。												
7 ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	前年の12月31日現在、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度に認定されている場合は10点、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度に登録されている場合は5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。												
8 地域社会への貢献度	<p>(1) ボランティア活動等への参加</p> <p>前年の1月1日から12月31日までの間に、岐阜県内において地域社会への貢献度が高いと認められる以下のいずれかのボランティア活動を定期的に行行った場合は、10点加点する。</p> <p>(1) 「ぎふ・ロード・プレーヤー」事業実施要領（平成13年8月9日）第3条に規定する活動</p> <p>(2) 清流の国ぎふリバーサポーター事業実施要綱（令和4年4月1日）第4条第1項に規定する活動</p> <p>(3) その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動（ただし、岐阜県、県内市町村又は県内建設関連団体が主催し、共催し、又は後援する活動に限る。）</p> <p>(2) 消防団協力活動状況</p> <p>前年の12月31日現在、関市消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、消防団員1人につき2点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。</p> <p>(3) 雇用対策</p> <p>前年の1月1日から12月31日までの間に、市内在住の新卒者又は離職者を正規職員として新規採用し、かつ、継続して雇用している場合は、10点加点する。</p> <p>(4) 災害時応援協力状況</p> <p>前年の12月31日現在、本市と災害協定を締結している場合は、10点加点する。</p> <p>(5) 除雪等協力活動状況</p> <p>前年の1月1日から12月31日までの間に、本市が管理する道路の除排雪業務委託契約を締結し、かつ、施工実績がある場合は、除雪及び凍結防止剤散布について、それぞれ10点加点する。</p> <p>(6) 水道施設維持修繕業務協力状況</p> <p>前年の12月31日現在、本市と水道施設維持修繕業務に関する契約を締結している場合は、10点加点する。</p> <p>(7) 保護観察対象者等の雇用状況</p> <p>協力雇用主として岐阜保護観察所に登録され、審査基準日（1月1日）前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している事業者の場合は、10点加点する。</p> <p>9 工事成績</p> <p>前年の1月1日から12月31日までに完成検査に合格した本市が発注した工事の業種別平均工事成績について、以下のとおり点数を加減点し、加点の上限を120点とする。</p> <p>71点以上の場合 1点につき6点加点</p> <p>65点未満の場合 1点につき6点減点</p> <p>10 入札参加資格停止</p> <p>前年の1月1日から12月31日までの間に、本市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以内</td> <td>件数×(-10)点</td> </tr> <tr> <td>1月を超え2月以内</td> <td>件数×(-20)点</td> </tr> <tr> <td>2月を超え4月以内</td> <td>件数×(-30)点</td> </tr> <tr> <td>4月を超え6月以内</td> <td>件数×(-40)点</td> </tr> <tr> <td>6月を超える</td> <td>件数×(-50)点</td> </tr> </tbody> </table>	資格停止期間	減点	1月以内	件数×(-10)点	1月を超え2月以内	件数×(-20)点	2月を超え4月以内	件数×(-30)点	4月を超え6月以内	件数×(-40)点	6月を超える	件数×(-50)点
資格停止期間	減点												
1月以内	件数×(-10)点												
1月を超え2月以内	件数×(-20)点												
2月を超え4月以内	件数×(-30)点												
4月を超え6月以内	件数×(-40)点												
6月を超える	件数×(-50)点												

年　　月　　日

関市長様

所 在 地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

関市入札参加資格審査主観的事項審査申請書

関市入札参加資格審査主観的事項の審査を次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

評価項目	選択肢（加算点）	添付書類
8（3）雇用対策	（1）雇用している（10点） （2）雇用していない	別表第1右欄に 掲げる書類
8（7）保護観察 対象者等の雇用状 況	（1）雇用している（10点） （2）雇用していない	

（注1） 各評価項目に応じ、選択肢の欄から該当する方を選択し、これに加算点がない場合は、この申請書を提出する必要はありません。

（注2） 選択肢の欄において加算点のある方に○を記入した場合は、別表第1の当該評価項目に応じた添付書類の欄に記載する書類を添付してください。

別記様式第2号（別表第1関係）

年　　月　　日

関市長様

所 在 地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

障がい者雇用状況申告書

障がい者の雇用状況について、下記のとおり申告します。

なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況報告義務はありません。

2 常勤の在籍している障がい者数は 人です。

以上

（注1） この申告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況報告義務がなく、主観点数における加点を希望する事業者のみ提出してください。

（注2） 同法に基づく障がい者の雇用状況報告義務があり、加点を希望する事業者は、本書ではなく、公共職業安定所に提出した受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。

（注3） 常勤の在籍している障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である役員又は使用人の人数を記入してください。

別記様式第3号（別表第1関係）

保護観察対象者等に対する就労支援に関する証明書

年 月 日

岐阜保護観察所長様

申請者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査において、保護観察対象者等に対する就労支援に関する評価を受けたいので、下記の事項について証明願います。

記

【雇用期間・日数】

年 月 日 から	年 月 日 ( 日 )
年 月 日 から	年 月 日 ( 日 )
年 月 日 から	年 月 日 ( 日 )
<u>合計 ( 日 )</u>	

注：保護観察対象者等とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条の規定による保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいいます。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等）

.....これより上は、申請者にて記入してください.....

岐阜保護観察所は、以下の事項について証明します。

- 申請者は、岐阜保護観察所に協力雇用主として登録されていること。
- 申請者が雇用した者が保護観察対象者等であること。
- 申請者が雇用した者が上記の期間雇用されていたこと。

年 月 日

岐阜保護観察所長 印